

## 第 8 3 回大阪府森林審議会

平成 3 0 年 7 月 3 0 日

【司会（浦久保主査）】 お待たせいたしました。それでは、定刻になりましたので、ただいまから第 8 3 回大阪府森林審議会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます大阪府環境農林水産部みどり推進室森づくり課の浦久保でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会につきましては、大阪府の会議の公開に関する指針に基づきまして公開となっておりますので、あらかじめご了承願います。

次に、本日配付しております資料の確認をさせていただきます。

まず、審議会の次第が 1 枚、それから、大阪府森林審議会規程が 1 枚、配席図が 1 枚、その次に、「大阪府森林整備指針（仮称）の策定について」という諮問書が 1 枚、それから、資料 1、資料 2 - 1、2 - 2、資料 3、資料 4 となっております。資料の不足等はありませんでしょうか。

それでは、会議に先立ちまして、大阪府みどり推進室長の原よりご挨拶を申し上げます。

【原みどり推進室長】 みどり推進室長の原でございます。第 8 3 回大阪府森林審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

会議に先立ちまして、6 月 1 8 日に発生いたしました大阪府北部を震源とする地震、また、その後、平成 3 0 年 7 月豪雨災害などで亡くなられました皆様方のご冥福を心からお祈りいたすとともに、被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。

また、昨日には台風 1 2 号が近畿地方を直撃しました。さきの地震、豪雨災害の被害地も含めまして、幸いなことに大きな被害もなく、ほっとしたところでございます。

このような中、委員の皆様方におかれましては、公私ともに大変お忙しいところご出席を賜り、まことにありがとうございます。

森林・林業を取り巻く環境といたしまして、来年度より森林経営管理法及び森林環境譲与税の運用が始まることとなっております。森林整備や木材利用の促進などに関する事業を市町村が主体となって今後取り組んでいくことになりました。これを受けまして、大阪府では、市町村と連携協力して府域の森林の保全整備を進めるには、将来の府域の森林の望ましい姿を示す森林整備の指針が必要と判断いたしております。指針の策定に当たりましては、森林審議会に諮問し、森林・林業にかかわる専門家の皆様の幅広いご意見をい

ただき、指針を作成したいと考えております。

委員の皆様方には活発なご議論、忌憚ないご意見を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたしません。

【司会（浦久保主査）】 次に、本日まで出席いただいている委員の皆様をご紹介させていただきます。

（委員紹介）

【司会（浦久保主査）】 なお、小杉委員、島田委員、長島委員、中村委員、藤田委員、藤平委員、松本委員につきましては、所用のためご欠席となっております。

それでは、審議会に入らせていただきますが、議長につきましては、大阪府森林審議会規程第5条第1項の規定によりまして、増田会長に議長をお願いしたいと存じます。

増田会長、よろしくお願いいたします。

【増田会長】 それでは、進めてまいりたいと思います。

昨日の台風も日本近海の海水温が通常より3度高いというだけであれだけのエネルギー量が出るという、これから色々な意味で想定できないようなリスクが発生することがありますので、ここで十分論議を重ねながら審議案件を検討してまいりたいと思います。想定できないことが多々出てきますので、その辺は、三人寄れば文殊の知恵じゃないですけども、色々な意見交換をして、少しでもリスク管理ができるような形で対応したいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。それでは、議長を務めさせていただきます。

【司会（浦久保主査）】 議長、すみません。審議会の本日の人数を報告させていただきます。

本日の審議会、委員14名中7名の委員にご出席をいただいておりますので、大阪府森林審議会規程第4条の規定により、本会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

【増田会長】 ありがとうございます。それでは、通常どおりの案件で順番に進めていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、まず、本日の議事録署名委員ですけれども、坂野上委員と三好委員のお二方をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、初めに、本日の諮問事項があるとのことで先ほど室長からもご説明ございましたけれども、諮問事項について事務局からお願いしたいと思います。

【司会（浦久保主査）】 議事に先立ちまして、本日の審議事項であります大阪府森林

整備指針（仮称）の策定について、環境農林水産部みどり推進室長の原より増田会長に諮問書を手交しますので、よろしくお願いいたします。

委員の皆様には諮問書の写しをお手元にお配りしておりますので、そちらをご覧ください。

【原みどり推進室長】 大阪府森林審議会会長、増田昇様。

大阪府知事、松井一郎。

大阪府森林整備指針（仮称）の策定について諮問。

大阪府森林整備指針（仮称）の作成について、森林法第68条第2項により、大阪府森林審議会の意見を求めます。

よろしくお願いいたします。

【増田会長】 どうぞよろしくお願いいたします。

【池口森づくり課長】 私のほうから諮問の理由について説明させていただきます。

お配りしました資料の5枚目です。

【増田会長】 諮問書の裏ですね。

【池口森づくり課長】 裏ですね。表に関しては今の諮問の報告になります。裏面に諮問理由と上に書いておりますけども、これを読み上げさせていただきます。

森林は、水源の涵養、山地災害の防止、地球温暖化の防止など、多くの公益的機能を有し、府民の良好な生活環境の保全や災害の防止に大きく寄与しています。

しかしながら、森林整備を進めるに当たっては、所有者不明の森林や境界未確定の森林の存在、また、所有者の経営意欲の低下や担い手の不足等が大きな課題となっています。大規模な土砂崩れや洪水・浸水といった都市部にも被害が及び得る災害から府民を守るためには、こうした課題に的確に対応するとともに、パリ協定の枠組みの下で温室効果ガス排出削減目標を達成するよう、森林資源の適切な管理を推進することが必要です。

こうした状況のもと、平成31年4月1日に森林経営管理法が施行されることにより、森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合には、市町村が森林の経営管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に再委託する、もしくは、再委託できない森林においては市町村自らが管理を実施することとなります。

併せて、森林環境譲与税が平成31年度から市町村へ譲与され、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てることとなっていることから、森林行政における市町村の役割がますます大きくなります。

そのため、平成30年度中に府域の森林を対象に、将来の望ましい森林の姿と、それを実現するための技術的な手法等を示す「大阪府森林整備指針（仮称）」を策定し、府、市が連携・協調して府域の森林の保全整備を進めることが必要です。

つきましては、この指針策定にあたり、貴審議会の意見を求めるものです。

諮問理由につきましては以上のとおりです。よろしく願いいたします。

【増田会長】 ただいま諮問のありました大阪府森林整備指針（仮称）の策定について事務局からご説明ございましたけれども、何か今ご意見や質問等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

特に諮問内容についてご質問やご意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

【栗本委員】 これ、公になるんですね。もう既にね。

【池口森づくり課長】 はい。

【栗本委員】 既に情報は公開されているんでしょうか、これは。指針のこの理由書というのは。

【池口森づくり課長】 いえ、今日の会議をもってですからまだです。

【栗本委員】 そうですか。そうしましたら、「府、市」というよりも、「府、市町村」と。森林のところは町も村もありますので。

【増田会長】 下から2行目のところですね。

【池口森づくり課長】 はい。下から2行目、「府、市が」というところを「市町村、府が」に修正します。

【栗本委員】 ぜひ市町村を入れておいてほしいなということ。

【増田会長】 そうですね。

【池口森づくり課長】 わかりました。

【増田会長】 大阪府には町も村もありますから。

【池口森づくり課長】 すみません、修正させていただきます。

【増田会長】 何かほかにもございますか。いかがでしょうか。

【黒田委員】 ちょっと質問ですけどいいですか。これ、最初のほうに「温室効果ガス排出削減目標を達成するよう」と大きく書かれていますけど、これは依然としてすごく重視するものですか。途中で何か国の方針が変わって、10年間の途中で数値が変わった話も前回出たと思うんですけど。

【増田会長】 そうですね。この辺はいかがですか。「パリ協定の枠組みの下で温室効

果ガス排出削減目標を達成するよう、森林資源の適切な管理を推進することが必要です」という。このパリ協定の枠組み、一度排出目標が大改定されていますよね。その辺のことは、年を入れておかなくてよろしいですか。

【池口森づくり課長】　そうですね。国のほうは今のところ森林環境税、森林環境譲与税の説明に当たりまして、国会の答弁でも、パリ協定を遵守するという説明をされていますので、我々はそれをそのまま使っておりまして、実際には温室効果ガス削減・吸収以上に色々とほかにも公益的なものがあるんですけども、ちょっと今のところ国の説明に合わせてこの言葉を使っております。

【黒田委員】　ここでやっぱりちょっと心配なのは、前回もその10年間の途中で数字がぱっと、目標ががらっと変わってしまった。今後、環境税とはいうものの、CO<sub>2</sub>の話はちょっと置いて、国土保全というところのイメージが強いと思うんですね。本当にこれ、温室効果ガスというのは、全面的に出すべきものですか。

【池口森づくり課長】　今のところ国のほうの説明が、まず第一義の目的は森林整備、やっぱり間伐がメインになってくるんです。それを進めて健全な森ができれば防災機能も高まるだろう、生物多様性も高まるだろうというのが説明になっていますので、一義的にやっぱり温室効果ガス削減というのが大命題として上がっていますので……。

【黒田委員】　いや、今の話だと全然上がってないじゃないですか？　やっぱり今温室効果ガスの話は全然なくて、環境を保全するというその本当にシンプルな目標で説明されていますので。

【池口森づくり課長】　環境税、環境譲与税のなぜその税を導入するのかというのは、まず第一には、やっぱりパリ協定の温室効果ガスの削減を進めるというところがまず最初にあります。

【増田会長】　これ、多分、この2段落目の文章は2つの意味を兼ねているんだと思うんですけどね。「こうした課題に的確に対応するとともに」ですから、温室効果ガスの削減という話と、もう1つは、「都市部にも被害が及び得る災害から府民を守る」という、この2つの点が含まれている文章だと思うんですけどね。

【黒田委員】　わかっているところ、その府民の安全というのが第一に来ていると思うんです。全くそれは異存ないんです。ところが、温室効果ガスは、それを気にするのは、前はものすごく府県に対して数値目標を言いましたよね。こんなものどうするのという数値ががががが出てきた。今回は、それがありますか。

【池口森づくり課長】 ありません。

【黒田委員】 ないですね。ないのに書く必要があるのかという意味です。本心はそっちなんです。ちょっとそれだけ気になりまして。

【増田会長】 わかりました。

【原みどり推進室長】 説明になるかどうか、すみません。後ろのほうに資料の2-2に、ちょっと今回の森林環境税及び森林環境譲与税の創設に当たりまして国のほうの立場を説明された資料をつけているんですけども、この中で、今回森林環境譲与税の創設に当たりましては、国のほうがこのパリ協定以下という形で大きな命題をかけ、譲与税の設立をされております。

我々といたしましては、今回のこの整備指針につきましては、町村ともども協力して森林の保全整備を進めて、まずは大阪府の防災対策にも一定来るわけですけども、その中の1つとして譲与税をどう活用していくのかということもございますので、その1つの目標としておりますこの温室ガス、パリ協定という枠組みも横ににらんだと言ったらちょっと国に対しては失礼かもしれませんが、それも意識をしながら森林の保全を努めて大阪府の防災に努めてまいりたいと考えているところでございます。ですので、主たる目的というわけではないんですけど、ちょっと横ににらみながら見ているというところでちょっとご理解をいただくとありがたいんですけども。

【増田会長】 これ、多分国のやつは順番が入れかわっているんですよ。国のやつは要するにCO<sub>2</sub>削減が1番目で、その次に災害防止が出てきているんですけど、府のやつは反対に災害防止が先に出てきていて。

【原みどり推進室長】 府民生活が、まずあるかということ。

【増田会長】 府民生活が先に出てきているという。よろしいでしょうかね。

【黒田委員】 はい、わかりました。

【増田会長】 あまりこればかりにこだわると、また下手したらということですよ。

【黒田委員】 数値目標を求められてないのにあえて書くという意味での質問でした。

【増田会長】 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【司会（浦久保主査）】 すみません。今、諮問理由についての説明をしたんですけども、もう少し中身についてこちらから説明させていただいてよろしいでしょうか。

【増田会長】 わかりました。そうしたら、中身についても一度、詳細を説明いただ

ければ。

【赤井森づくり課参事】 森づくり課の赤井と申します。

それでは、お手元の資料1をご覧ください。今回、大阪府森林整備指針（仮称）でございますけれども、策定の考え方等を簡単にご説明させていただきます。

まず、背景・動向でございます。

左側、森林林業基本計画というのが、法に基づきまして国のほうで森林・林業施策の基本方針を定めてございます。20年程度見通して定めていっているものでございますけれども、情勢の変化等を踏まえて5年ごとに変更はされております。現在の計画は平成28年5月に閣議決定されたものでございます。

その中にいろいろな項目がございますけれども、1つ重要と考えておりますのが、森林の多面的機能発揮に関する目標ということで、森林の区分に応じた誘導の考え方が示されてございます。森林の区分につきましては、3つに区分されております。育成単層林、育成複層林、それから天然生林と。

それぞれの将来的な誘導の方向ということで、育成単層林、スギ・ヒノキの人工林が主と考えておりますけれども、こちらにつきましては、林業生産力が高くて木材等生産機能の発揮を期待するものについては、育成単層林として確実に維持し、資源の充実を図るという方向、それともう1つは、急傾斜の森林、生産力の低い森林は、育成単層から育成複層林に誘導するという方向が示されてございます。

続いて、育成複層林、針広混交林というものが主体になるかと思っておりますけれども、こちらにつきましては、広域的機能発揮のため引き続き維持という方向でございます。

3つ目の天然生林、広葉樹、それから竹林もこれに含まれるとされてございますけれども、公益的機能の発揮のために維持・管理が必要な森林、それから、資源利用が見込まれる広葉樹林等の森林は育成複層林に誘導と。一部人為的に管理をすべしということでございます。その他の森林は天然生林として維持していくという方向が示されてございます。

その下の表でございますけれども、日本の森林の面積の現況が示されております。2,510万ヘクタールでございますけれども、その内訳としましては、それぞれ1,030、100、1,380となっております。これを今後、育成単層林につきましては育成複層林に誘導ということで、一番右側の指向状態と書いてございますけれども、これは機能発揮に必要な森林の面積・蓄積・成長量が確保され、安定的に推移する状態ということで、かなり将来的な話になりますけれども、一定日本の森林が安定した状態になるであろうとい

う面積がそれぞれここに書いているとおりということです。

これでいきますと、育成単層林、現在1,030万ヘクタールございますけども、将来的には660万ヘクタールということで、6割程度に落としていくといたしますか、移行させていくと。そのかわりに育成複層林100万ヘクタールを680万ヘクタールに伸ばしていく、転換していくという方向が示されてございます。

その次でございますけども、右側の森林経営管理法でございます。

この6月の国会で審議がされ、成案となっております。施行につきましては平成31年4月1日からとなっております。

中身ですけども、主な内容をここに書いてございますけども、まず1点目が森林所有者の責務の明確化ということで、これまで所有者の方の責務は法では位置づけされてございませんでしたけども、今回の法で、森林所有者は、適切な経営または管理を持続的に行わなければならないという責務が明文化されております。この責務に違反したら、罰則というのはございませんけれども、一応所有者の責務は法的に位置づけされたということでございます。

その次、森林経営管理の仕組みとございます。こちらは別葉の資料の2-1でご説明をさせていただきます。

本当に概略が示されてございますけども、一番左の森林所有者がございまして、所有者さんの意向確認ということで、経営管理を「ご自分でされますか、されませんか」という意向確認をした上で、所有者から市町村に経営管理を委託するという意向が示された場合には、市町村のほうで経営管理権を取得することになります。経営管理権を取得した市町村につきましては、経営が成り立つ森林につきましては、そういう意欲と能力のある林業経営者、林業事業体等になりますけども、市町村から経営管理を再委託するという流れ、もう1つは、林業経営に適さない森林、自然的条件等に照らして経営が難しいであろうところにつきましては、市町村みずからがその経営管理権に基づいて管理をするということになります。

次、2ページですが、こういう取り組みをすることで将来的にどういう森林を目指していくかということになるかと思うんですけども、先ほどの林業基本計画にもございまして、経営が成り立ちにくいところについては育成複層林化を目指すということになっておりますので、この経営管理法に基づいて市町村が権利を取得して、成り立たない森林については育成複層林化を目指していきましようという内容かと考えております。

ということで、まず、ポイントとしましては、市町村が森林の経営管理権を取得できるようになる、それから、条件の悪い森林については、市町村みずからが経営管理に関わるということになります。

資料1のほうに戻らせていただきます。

ということで、経営管理の仕組みはそういう内容でございます。

もう1つ、所有者不明森林に係る措置ということで、経営管理権取得に当たりまして、所有者が不明もしくは不同意の場合も含みますけども、一定の手続を経ることで市町村に経営管理権が設定できるような措置が今回されております。ということで、所有者不明もしくは一部不同意であっても権利が取得できるという内容でございます。

その次、森林環境譲与税（仮称）ですけども、これにつきましては1月の前回の審議会でも情報提供させていただきましたが、資料の2-2に環境税、譲与税の詳細が示されております。簡単に説明いたしますけども、平成36年度から国民1人当たり年額1,000円が徴収されると。徴収された税につきましては、全国の市町村、それから都道府県に一定の配分基準に基づいて平成31年度から譲与が始まります。

使い道でございますけども、資料2-2の2ページ、制度設計イメージでございます。左側が徴税の部分ですね、森林環境税。右側が使う側になりますけども、森林環境譲与税の流れでございます。ここの市町村のところに使い道が書いてございますけども、要は間伐、それから、人材育成・担い手確保、木材利用の促進、普及啓発等に使うこととなります。

資料1に戻らせていただきます。

ということで、平成31年度から森林環境譲与税は市町村、それから一部都道府県にも譲与されますけども、市町村が行う森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないということで、まずは私有林人工林の整備、間伐をしたりといった整備に使う、それから、人工林の少ない市町村等につきましては、里山林とか竹林の整備にも使える、それから、森林のない市町村につきましては、木材利用、それから普及啓発等に使わなければならないとされております。

ということで、平成31年度から大きく状況が変わるということで、市町村と府が主体となって森林整備等、連携・協調して進める必要が出てくるということでございます。これまで都道府県が主体でやっておりましたけども、そこに市町村も権利を持って進めていくということになりますので、進めるに当たっての森林をどう持っていくかというベクトル

ルがばらばらでは、なかなかよいものにならないだろうと考えているところです。

ということで、今回森林整備指針というものを策定していきたいと考えておるところでございます。

目的は、只今申し上げましたとおり、将来の望ましい森林の姿を示して、それを実現するための指針を策定したいということでございます。

内容につきましては、まずは府域にどんな森林があるかという現状の部分を整理いたします。それと併せて、整備、管理をする上で関わってきます立地条件ですね。地形とか地質とか路網の配置等を整理させていただきまして、それぞれに森林の区分、立地条件に応じた望ましい森林の将来像を提案していきたいと考えております。例えば急傾斜地などで林業経営に適さない人工林については混交林に誘導をするとかいう内容をここで示したいと考えております。その上で、それぞれの望ましい森林の実現に向けました整備手法、保育・管理の手法等を提示できればと考えております。スギ・ヒノキ人工林の強度間伐で複層林に誘導していくとか、そういったちょっと技術的な部分のご議論をいただきたいと考えております。

スケジュールでございますが、森林審議会、本日諮問させていただいた後、2回もしくは3回程度のご議論をいただきまして、パブコメを経て今年度中に策定をしたいと考えております。

いろいろご議論いただく中で、平成19年度から10年間取り組んでまいりました大阪府放置森林対策行動計画の実施状況等も踏まえまして、検討をさせていただきたいと考えているところでございます。

【村上森づくり課森林整備補佐】　　続きまして、大阪府の森林・林業の現状ということで、資料3を見ていただきたいと思います。

ご存じの部分は多々あるかと思いますが、改めて少し駆け足で説明させていただきます。

大阪府の森林について、北から北摂山系と金剛生駒、和泉葛城の3山系が府域の平野を取り巻くように分布しております。

1枚めくっていただきまして、パワーポイントのシートの番号が右の下のほうに書かれていますが、右のほうを見ていただきますと、豊能・三島の北摂山系のほうでは、天然林を主体とした里山林が市街地に近接しているということと、人工林は若齢林が多い状況です。それから、天然林につきましては、カシノナガキクイムシの被害等によって荒廃がやや進行しているというのが特徴かと思っております。

それから次に、生駒山系ですが、大阪府の中部地域に当たるのが、天然林を主体とした里山林が市街地に近接しているという状況です。

それから、南河内と泉州の東部の地域ですが、これは人工林率が高くて、府内の有数の林業地となっています。

それから、泉州の西の方の地域ですが、アカマツの広葉樹の混交林が主体となっている森林が特色ということでもあります。

それから次に、シート3ですが、森林の区分としましては、国有林が1,095ヘクタールで民有林が5万5,995ヘクタールということで、森林の98%が民有林を占めております。そのうちの約9割が私有林の森林が占めているということです。

それから次に、人工林と天然林別なんですけど、人工林の率は49%ということで、全国の森林の41%を上回る数字になっております。

1枚めくっていただきまして、次、シート4ですけども、森林の面積ですが、昭和50年のときには5万8,040ヘクタールから平成29年には5万5,378ヘクタールと横ばいで推移しているのではないかとということです。

それから次に、シート5の人工林の齢級構成ですが、スギにつきましては、標準伐期齢40年を超えている林分が約94%になっております。ヒノキについては、標準伐期齢を超えている林分が68%あるということで、かなり高齢化してきているということです。

それから、シート6、森林の蓄積量の推移ですが、平成20年度から約10年間で26万3,000立米の増加が見られますが、これは全体の約3%ですね。20年に比べると3%増加しているということになっております。

それから次に、シート7、スギ・ヒノキの人工林の造林面積なんですけど、平成24年度以降、大体5ヘクタール前後で推移してきているということになっております。

まためくっていただきまして、シート8、人工林の間伐面積なんですけど、これは放置森林対策の行動計画期間の目標の1万100ヘクタールに対して10年間で7,246ヘクタールの間伐を実施してきたという実績になっております。それと、平成24年度以降、国の制度が切り捨て間伐から利用間伐に変わったこと、搬出や路網整備の経費が伴うことになって、実施の面積が減少しているという現状にあります。

それから、シート10、ナラ枯れの被害ですが、平成21年度に高槻市で初めて被害が発生されてから、平成29年度、これは貝塚市も含めまして和泉葛城山系まで広がってまして、16市3町1村で被害が確認されております。

次に、シート11、木材利用量ということで、平成24年度以降に、利用間伐への移行に伴い、路網整備や高性能林業機械の導入等による供給体制の向上や、「おおさか材認定制度」の創設・運用による流通の改善、一園一室木質化事業等による需要創出等の総合的な取り組みにより住宅建材等の木材利用量は増加したということで、平成28年度は1万548立米の実績であります。

それから、シート12、大阪府の府域の中で森林経営計画の認定をしているのが50カ所ありまして、そのうちの森林計画区域内にある人工林面積は2,843ヘクタールということで、大阪府域内の人工林面積の約11%が経営計画が認定済みという結果になっております。

それから、最後にシート13ですけれども、森林ボランティアの参加者数ということで、毎年11月に「山に親しむ推進月間」で森づくり活動やアドプトフォレスト活動への参加者が増加・定着していることによって、平成19年度に比べ平成28年度は2倍以上の増加になっているということです。

簡単ではございますけれども以上です。

【増田会長】       ありがとうございました。

森林整備指針（仮称）について、現在のところ国の考えているところ、あるいは大阪府の現状を踏まえて考えているところ、少しご紹介いただきましたけれども、この内容について何かご意見とかご質問ございますでしょうか。いかがでしょうか。

これ、もともと複層林というのは樹齢の異なるやつを複層林と呼んでいませんでしたっけ。今回は何かこの複層林という言葉の使い方がちょっと違いますよね。

【赤井森づくり課参事】       複層林という定義がまた色々種類があるんですけども、一時期、広く人工林で、上層を例えばスギを残した上で下にヒノキを新植するという、いわゆる二段林みたいなやつが一時期はやったといえますか、そういう施業が手法があったんですけども、そういう二段林みたいなやつでありますとか、あと、府域でも平成10年に南河内地域で非常に台風被害が出まして、そのときに再造林ということで植栽をかけたわけなんですけども、そのときに国のご指導がありまして、針葉樹、広葉樹をまぜて植栽をするという指示がありまして、ヒノキとケヤキを7対3の割合で混植したという、それこそ人工的にやった複層林といえますか、混交林なんですけども、そういうものが20年ほど経過しているような森林もございます。

今、府域では一応500ヘクタール弱の育成複層林があるとされておりまして、中身的

には今申し上げたようなスギだったりヒノキとケヤキの混交林でありますとか、そういったものが含まれておると認識しております。次回からそういった、今どんな森林が府域にあるかというところを現実に……。

【増田会長】 それと、ちょっと言葉をきっちり、その都度その都度変わってきているように思うので、きっちりどこかで言葉を定義しとかないといけませんよね。

【赤井森づくり課参事】 はい。それも現状を踏まえた上で、その区分がこれでよいかというところを含めてちょっとまた……。

【増田会長】 整理しておかないと、何かその都度その都度使う言葉が違う意味で使われてくると混乱を発生させますのでね。

【黒田委員】 それと、やっぱり国のほうのはやりのくくり方があるときに例えばよくあることもご存じだと思いますけど、20年たったスギとケヤキの検証はされていますか？

【赤井森づくり課参事】 ヒノキとケヤキを混植した所はずっと下刈り10年をやりまして、今、次の除伐なり間伐の時期に入りかけているんですけども、今後それをどちらが優先というのも変なんですけども、どういう施業をしていけばいいのかというところはまだ我々も未知の世界でやっています、これから今回の審議会の中でもちょっとご議論、ご提案等をいただきたいなと実は考えておるところです。

【黒田委員】 うまくいかないという結論をよく聞くんです、特に西日本では。こんなものできるわけないというか、もう常識的にはそちらへ傾いているのが1つあるんですね。ただ、そういう検証されていない場所があるのであれば、成功しているのか、どの程度うまくいったかがまずいかというまず検証がないと先に進まないと思います。研究者は皆だめだと言っていますが、事実そうやって過去のやったところのデータがないなら、それも無責任だと思いますので。

ただ、私がここでちょっと不思議に思ったのは、その育成複層林という言葉、漢字面を見るとわかったような気になりますけども、もともとは人工林で、高樹齢になると間伐が進んで間に広葉樹が適宜うまく入ってくるというものを何となくその複層林みたいなイメージを持っていた部分があると思うんですけども、それというのは広葉樹を決して植えているわけではないですし、それも複層林とか混交林とは言わなくて、やっぱり人工林ですよ。そこが人工林を施業させている人から見ると、絶対にこれは混交林とか複層林ではないわけなんです。やっぱり人口林の中に広葉樹が適宜生えてきて多様性が高まったと。そのこの区別がここでやっぱり技術用語でまとまっていない気はします。一般の方には別と

して、やっぱり技術用語でまとめていただくということが、特にその育成複層林、針葉樹、広葉樹の混交林のとのことというところのイメージが全然現実的でないので、ここについては再度きちんと定義が要と思います。

それから、そもそも天然生林に関しても、シイ、カシという常緑樹しか挙がってないですけど、ナラ、落葉のものもありますので、常緑だけ挙げるのも変ですし。ここのも育成複層林に誘導するとなっているんですけど、ここに針葉樹が入るとするのはちょっとあり得ないと思うので、これも上と混乱している気がします。天然林といっても、もともと里山林ですから、特にこの大阪に関しては。旧里山林というか、そういう里山林の管理ということで、やっぱり具体性がある技術的な言葉でまとめてほしいなと思います。

【増田会長】 そうですね。いずれにしても、このあたりはきっちりと定義をしておかないと、その都度その都度変わってきたり、あるいは定義が不確かだとわからなくなるので、そこは指針をつくるところできっちりやりましょう。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

【栗本委員】 今、黒田先生がおっしゃいましたけども、成功しているとか成功してないとかの基準って、例えば林業的になのか、森としてちゃんと成林しているのか、そこら辺の区別も大切だと思うんですね。安易にそういう成功しているとか成功していないとかいうことではなくて、何をもちょう成功するのかということを含めてご議論をこれからしていく必要があるんじゃないのかなと。

【黒田委員】 そもそもこれ、植えるときは目標もあったはずで、ケヤキを植えているということはケヤキの材をとることが目的だったはずですよ。

【栗本委員】 それはわからない。私は何とも断定できませんけど。

【黒田委員】 目的のときはそうされていたはずですよ。ケヤキの……。

【栗本委員】 それもよくわからないんですが、そういうことも含めて議論していったほうが良いと思います。

【奥野委員】 今お話しいただきました私どもの担当、南河内が台風でものすごく荒れましたよね。そのときに今お話しのように広葉樹を入れなさいというお話、私ども森林組合に対しましてご迷惑でした。それで、私どものほう、人工林、ほとんど70%が人工林、南河内の場合ですけれども、その場合、クヌギとかコナラを植樹しました。植林しましても、山主はスギ・ヒノキの林にこだわってしまっていて、大きくなったら必ず雑木を切ってしまうだろうと。もう邪魔なものは切れという形で切るだろう。そしたら、後、何が残るん

だという形の中で我々がやったのが、ケヤキを植えてみようと。その中で私の山も台風で被害を受けまして、ケヤキを今育てています。その中で僕はある程度いけるかなと思うのは、枝を落として真っすぐにしてあげていったら、ケヤキでも、今、枝を張っているケヤキは大変なんですけども、枝を落としながら真っすぐしていったら、これから山になるのかな、今10年ちょっと、私の場合はちょっと遅かったものですけども、十何年で徐々に徐々に上のほうに伸びていますので、そういうまだ我々のほうでケヤキを入れたり広葉樹を入れたりする技術が今のところ全くございませんので、それをある程度、10年、20年しないとそれが成功したか成功してないのか、今のところは不明だと。技術的にはまだ全然達成していませんので。

【栗本委員】 そうなんですけどね。そうなんですけど、所有者のお考えと、私も森林組合ですからそうなんですけど、そのことと森全体としての話とは別問題でしょう。そういうことをきちんと議論しないと、これから税をいただいてやっていく中ではきちんとした議論が必要ではないのかと思って先ほどお話をしたんですね。

【奥野委員】 そのとおりです。

【増田会長】 だから、このあたりは少し、国のこの3種類だけではなくて、きちんと府なりに定義をして前に進めていくということだと思いますね。そうでないと、このとおりは本当にいけませんよ。もともとこの天然生林と呼ばれているものが里山林で育成複層林に誘導できるかということ、大阪の3山系の中では、要するに土地の肥えてない林業に適さないところが里山林化しているので、そこを要するに育成複層林にほんとうにできるかということ、なかなか現実的には地層的にできないと、地質的に。そんな問題もあるでしょうから、少し議論いたしましょう。

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

【三好委員】 ちょっと質問なんですけど、このような複数のタイプに森林を分けるときの空間スケールといいますか、それは何をもって分けるのかというのがすごく気になっていて、特に最近この育成単層林のところも、急傾斜の森林などはとかいうようなのは、災害のことをかなり意識した話ですし、やっぱり水が集まってくる沢筋ですとか、そういうのは集中的にそういう対処しなければいけないところというのは当然出てくる。それは今までの例えば所有者別であるとか林班別では割り切れないところが出てくると思うので、そのような空間割りをどうするのかというのをちょっと考えていく必要があるんじゃないかと思います。

【増田会長】　そうですね。非常に難しいところですけどね。必ずしも経営単位と地形単位とが一致しているわけじゃないのでね。その辺がやはり考えていかないとという。ありがとうございます。

これ、もう1点、この農地法と違って森林経営されてないところの、これは市町村から意向確認するんですか。農地法だと農業委員会があつて、それが営農されているかどうかの監視機能を持っていますよね。これの場合には、森林経営されているかされていないかの監視機能というよりも、むしろ市町村の意向調査からスタートするという認識でよろしいですか。

【赤井森づくり課参事】　はい。具体的には今事務手続のほうを林野庁のほうで整理されていると聞いておりますけども、まずは市町村から森林所有者にアンケート調査をやってくださいということで聞いております。その中に自らが林業経営をしますかとか、そういった内容を盛り込んだアンケートをして、ちょっと自分ではもう無理だということについて経営管理権の取得の手続に入っていくということで聞いております。

【増田会長】　それともう1点、この市町村が自ら管理すると。この財源は譲与税なり後々の森林環境税がその財源に十分当たるという認識をされているんですかね。

【赤井森づくり課参事】　まず、この森林環境税、譲与税の創設のバックボーンといいますか、きっかけは、この森林経営管理制度を動かすためにその必要な財源として譲与税を創設されたということで聞いておりますので、まずは、必要な、例えば市町村自らが間伐するときの経費などに使ってほしいということで聞いております。それがそれぞれの市町村に十分に渡っているかということにつきましては、ちょっと次元の違うところでその譲与基準が決まっておりますので、森林の多いところにたくさん行っているかというところ、そこはちょっと現実とは合っていない部分がございます。

【増田会長】　そうですね。だから、人口割であったりとか、川下のところへの資本投下みたいな話も含まれているものですから。

【黒田委員】　その今のお話の関係でちょっと質問があるんですけども。この所有者の意向を聞いて、意欲と能力のある林業経営者になつているんですけど、これはもう人工林しか見てないんですよ。そもそもこの環境税が入るときに、これは人工林しか対応しないと最初から言われていて、これは変だという話もいっぱい色々なところから出ているわけですけど、この図を見ると、まさしくこれ、人工林しか対応してない。これ、今面積を聞いていますと、天然生林に入っている里山が半分以上大阪府は面積的には占めてい

て、これ、大抵持ち主は農業集落と農家ですよ。その農家の方は全くこの林業経営の気持ちはほぼない。ちょっと植えた人工林も置いてある、放っておくあるわけですけども。この図を見ていると、本当に今の森林のほんとうにわずかなところだけのストーリーしか読めてこないんですよ。これ、森林所有者って、こうやって今もうどこを持っているかわからない所有者も含めて、かなりの分を放置、広葉樹二次林、二次林の面積があつて、そのところをどうされるのかというのが、そこが気になるので。

【赤井森づくり課参事】 もともと森林経営管理法で対処しているのは、基本は人工林です。その説明を聞いております。2 ページの一番右のところに森林多面的機能の発揮と、もう1つ、林業の成長産業化というところも目指しているということでございますので、基本やっぱり人工林の林業活動を集中・選択して進めていくというのが根底でございます。

ただ、では、人工林以外の森林はこの法に乗せてはいけないのかというところは、そこは法律に人工林を対象とするとは書いてございませんので、それは市町村の判断で、人工林が一定終わったら次は里山林を対象とするとか、そこは市町村の自分とこの地域の森林の現状を踏まえて、よりよい形で進めていっていただくということで説明を受けております。

【増田会長】 それに関連して確認ですけど、前回までは放置森林対策でしたよね。だから、人工林に対してかなりアクションプランをつくってきたと。それに対して、今回は5万何千ヘクタールかの全ての府下の森林に対してある一定の指針をつくりたい、方向性を定めていきたいという理解でよろしいですね。

【赤井森づくり課参事】 はい、そのとおりでございます。

【増田会長】 その辺が大分抜けていた。前回も放置森林対策のあたりで里山林に対してかなり抜けていたところがありましたので、今回は全森林に対して一応議論するというところでよろしくお願ひしたいと思ひます。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【増田会長】 ありがとうございます。

本日ご議論いただきました諮問案件については、少し長大な議論をしないとイケないんですけど、今年度中に策定するという事になっております。非常に限られた時間の中で議論をしていくために、5名程度の新しい部会をこの森林審議会の中に設置して審議を進めていってはどうかということをし少し事務局ともご相談させていただいて、今日ご提案をしたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【増田会長】 ありがとうございます。

それでは、新しい部会を設置するという事をお認めいただいて、規程等について事務局から何かございますでしょうか。

【村上森づくり課森林整備補佐】 新しい部会の設置に関しましては、森林審議会の規程の改正が必要となってきますので、事務局のほうで規程の改正案を作成させていただきまして、後日委員の皆様にご了解をいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

【増田会長】 それでは、規程の改正からというのが正式になりますけれども、部会長並びに部会員については、この場であらかじめお願いしておいたほうがいだろうということでございます。また、部会長ですけれども、皆様方のお手を煩わすというのも申し訳ないので、私が兼務するという形で、力不足ですけどもさせていただこうかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【増田会長】 ありがとうございます。

そうしましたら、部会員ですけれども、規程第6条によると審議会会長が指名することになっておりますので、この場でお願いしたいと思います。きょう、栗本委員と黒田委員と三好委員と長島委員はご欠席ですけれども、この4名の方をお願いしたいと思います。少しご負担をかけますけれども、よろしく願いしたいと思います。

それでは、お認めいただいたということで、長島委員については事務局のほうからよろしくお伝えいただければと思います。よろしく願いいたします。

きょうはここまでが審議案件でございます。もう1件、森林審議会としましては報告案件がございますので、引き続き、報告の(1)林地開発許可の実績について、事務局のほうから報告をお願いしたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

【藤井森づくり課技師】 では、続きまして、資料4、林地開発許可の実績報告について報告いたします。

お配りしております資料4は、昨年度の審議会開催日、平成30年1月22日から7月29日までの期間における森林区域5ヘクタール未満の林地開発許可の実績になります。この期間での新規の許可はありません。変更許可については土石の採取が1件のみ、行為

期間の延長に係る変更許可で、開発区域の変更はありません。5ヘクタール未満の許可の実績報告は以上になります。

資料4の林地開発許可等の実績報告については以上です。

【増田会長】       ありがとうございます。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【増田会長】       これはここに期間の変更というのは、いつからいつまでの期間変更になったかというのは普通この中に書かないんですか。これだとどこが変更になったのか全くわからない状態ですけれども。

【藤井森づくり課技師】       お配りしております資料の様式には書かないこととなっております。

ちなみに、今回こちらの許可の許可期間の変更では、平成30年2月12日に許可を得まして、平成33年2月11日までの許可となっております。

【増田会長】       これはこういう許可実績のところには、変更になった案件は変更になりましたと書いてあるけど、いつからいつまで変更になりましたというのは正式書類として書かないというのが正式なんですか。面積だけなのか。

【池口森づくり課長】       すみません、このままでは何が変わっているのか全くわからない状態で。ちょっと変更内容がわかるようにします。

【増田会長】       ちょっと見てみてください。これが正式なのかだけ確認いただければ。

【池口森づくり課長】       わかりました。今回の報告させていただく案件は、そういう期間の変更だけでしたので、ご了承いただきたいと思います。

【増田会長】       わかりました。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、今日予定しておりました案件に関しましては全て終了したかと思ひます。長時間にわたりまして円滑な、なおかつ活発なご議論をいただきまして、ありがとうございました。事務局のほうにお返ししたいと思ひます。

【司会（浦久保主査）】       ありがとうございます。

以上で予定しておりました内容は終了いたしました。委員の皆様には、長時間にわたり貴重なお時間をいただきましたことを厚く御礼申し上げます。これを持ちまして、第83回大阪府森林審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

— 了 —